

大規模災害支援活動助成に関する要綱施行細目

1. 対象団体（要綱第2条関係）

企画した活動を遂行できる専門性が高く、被災地における支援活動の経験がある団体（5人以上で構成）で、神戸市内に活動拠点があるもの。

※暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体は対象外とする。

2. 対象活動（要綱第3条関係）

団体が自ら企画・提案し、実施する令和6年能登半島地震の被害を受けた地域（災害救助法適用地域）で行う、下記の復旧・復興を支援するための活動。

※阪神・淡路大震災の教訓を活かし、被災地における市民生活の課題を具体的に解決する活動（義援金、生活物資の募集・送付活動、学術研究や単なる提言活動、法令に違反する活動を除く）。

3. 対象経費（要綱第4条関係）

助成対象期間に行われる活動の経費のうち、被災地と神戸の往復にかかる交通費、バスのチャーター等集団での移送に要する経費、レンタカー借り上げ費用、ガソリン代、有料道路通行料等のほか、活動に付随して特に必要となる経費を対象とする。

※備品・消耗品費のうち、飲食にかかる経費及び単価5万円超える備品は対象外とする。

※宿泊に要する経費は一人1泊5千円（税込み）を上限とし助成する。

4. 助成金の額（要綱第5条関係）

（1）対象経費の合計額の範囲内で20万円を上限として助成する。

（2）助成総額は200万円とする。

5. 助成対象期間（要綱第6条関係）

2025年4月1日（火曜）～2026年2月28日（土曜）

6. 交付申請受付期間（要綱第7条関係）

2025年7月1日（火曜）～2025年7月31日（木曜）

7. 書式関係

（1）交付申請（要綱第7条関係）

様式第1号：交付申請書

様式第1号－2：団体概要

様式第1号－3：収支予算書

（2）交付・不交付の決定（要綱第8条関係）

様式第2号：交付決定通知書

様式第3号：不交付決定通知書

（3）助成事業の変更（要綱第9条関係）

様式第4号：交付決定内容変更申請書

様式第5号：交付決定変更通知書

(4) 実績報告書の提出（要綱第10条関係）

様式第6号：実績報告書

様式第7号：収支決算報告書

添付書類：領収書（PDF 等データ・写し可）・記録写真・その他助成事業に要した費用を証する書類（交通費使用簿など）

提出期限：活動終了後10日以内または2026年3月10日（火曜）のいずれか早い日まで

(5) 交付額の確定（要綱第11条関係）

様式第8号：助成金額確定通知書

(6) 助成金の請求（要綱第12条第1項関係）

様式第9号：交付請求書